

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付（サービス検索・電子申請機能での受領も含む）・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保情報集約システム 8. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等 10. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険給付ファイル 3. 国民健康保険税収納・滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等 及び 同法第113条の3 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2（J-LIS照会による本人確認）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	実施する 実施しない 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会事務＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日)(デジタル庁／総務省 令第9号) 第2条の表69、70、71の項、第71条、第72条、第73条 ＜情報提供事務＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日施行 デジタル庁／総務省 令第9号) 第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、105、125、131、141、158、161、164、165、173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第29条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条、第163条、第166条、第167条、第175条 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課保険年金係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民課保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム入力及び通知書等の発送では、特定個人情報の取扱いに手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「安来市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一した基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	保険年金課長 生和由里子	保険年金課長 武藤伊津子	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年10月11日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/3/1	事後	
平成30年3月29日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/3/1	事後	
平成30年3月29日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務③システムの名称	・ 国保資格システム ・ 国保給付システム	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 国宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合シ ステム 8. 次期国保総合システム	事後	
平成30年3月29日	2.特定個人情報ファイル名	・国民健康保険資格ファイル ・国民健康保険給付ファイル	1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険給付ファイル 3. 国民健康保険税収納・滞納ファイル	事後	
平成30年3月29日	4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上の 根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項か ら46の項まで 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第25条及び第26 条 <情報提供事務> 番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項)	<情報照会事務> 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項か ら45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条 の2、第26条 <情報提供事務> 番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119 の項)	事後	
平成30年4月20日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	保険年金課長 武藤伊津子	保険年金課長 原 みゆき	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2018/3/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2018/3/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 原 みゆき	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合わせ 連絡先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 市民生活部保険年金課 電話:0854-23-3084	市民生活部保険年金課 島根県安来市安来町 878番地2 0854-23-3084	事後	
令和2年4月15日	II しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/3/31	事後	
令和2年4月15日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2020/3/31	事後	
令和2年4月15日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の 得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レ セプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す る。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等 の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を回 るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行 うとされたこと、当該しくみのような、他の医療 保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の 収集または整理に関する事務」及び「被保険者 等に係る情報の利用または提供に関する事務」 を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合 会」という。)または社会保険診療報酬支払 基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支 払基金等」という。)に委託することができる 旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれてい ることを踏まえ、オンライン資格確認等システ ムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格 履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一 部の情報提供について共同して支払基金等に 委託することとし、国保連合会から再委託を 受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央 会」という。)及び支払基金(以下「取りま とめ機関」という。)が、医療保険者等向け 中間サーバー等の運営を共同して行う。	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の 得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レ セプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用す る。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理 等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等 の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を回 るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入を行 うとされたこと、当該しくみのような、他の医療 保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の 収集または整理に関する事務」及び「被保険者 等に係る情報の利用または提供に関する事務」 を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合 会」という。)または社会保険診療報酬支払 基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支 払基金等」という。)に委託することができる 旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれてい ることを踏まえ、オンライン資格確認等システ ムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格 履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一 部の情報提供について共同して支払基金等に 委託することとし、国保連合会から再委託を 受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央 会」という。)及び支払基金(以下「取りま とめ機関」という。)が、医療保険者等向け 中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和2年4月15日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国保資格システム 2 国保給付システム 3 宛名システム 4 収納・滞納管理システム 5 中間サーバー 6 国保情報集約システム 7 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8 次期国保総合システム	1 国保資格システム 2 国保給付システム 3 宛名システム 4 収納・滞納管理システム 5 中間サーバー 6 国保情報集約システム 7 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8 次期国保総合システム 9 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年4月15日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等および同法第113条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事後含む
令和2年4月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠根拠	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条、第25条の2、第26条 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項）	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条、第25条の2、第26条 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年4月15日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目1.対象人数 一つの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目2.取扱者数 一つの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二の42の項から45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条、第25条の2、第26条 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第7号及び別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	＜情報照会事務＞ 番号法第19条第8号及び別表第二の42の項から45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第25条、第25条の2、第26条 ＜情報提供事務＞ 番号法第19条第8号及び別表第二（1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2	事前	
令和5年6月9日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部保険年金課	市民生活部市民課保険年金係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月9日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部保険年金課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	市民生活部市民課保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>		事後	
令和5年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)>または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)>(以下「支払基金等」という。)>に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)>及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)>または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)>(以下「支払基金等」という。)>に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)>及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
		・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を 受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を 經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、 情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格 情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得 並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という。)>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を 受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を 經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、 情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格 情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得 並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和5年10月31日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8. 次期国保総合システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8. 次期国保総合システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等 10. 次期国保情報集約システム	事前	次期国保情報集約システムの運用テストの開始に伴う修正
令和5年10月31日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等および同法第113条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号利用法 第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等 及び 同法第113条の3 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月31日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第8号及び別表第二の42の項から45の項まで 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <情報提供事務> 番号法第19条第8号及び別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報照会事務> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 42の項から45の項まで ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <情報提供事務> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認の運用が開始したことによる軽微な修正
令和6年7月10日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8. 次期国保総合システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等 10. 次期国保情報集約システム	1. 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	システム更改により新システムが本稼働したことによる軽微な修正
令和6年7月10日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等 及び 同法第113条の3 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第45条第5項等 及び 同法第113条の3 <オンライン資格確認に係る業務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び関係省令の発出等に伴う軽微な修正
令和6年7月10日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<情報照会事務> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 42の項から45の項まで ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第25条、第25条の2、第26条 <情報提供事務> ・番号利用法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報照会事務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令(令和6年5月24日)(デジタル庁／総務省 令第9号) 第2条の表69、70、71の項、第71条、第72条、第73条 <情報提供事務> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令(令和6年5月24日)(デジタル庁／総務省 令第9号) 第2条の表2, 3, 6, 13, 27, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 105, 125, 131, 141, 158, 161, 164, 165, 173の項、第4条、第5条、第8条、第15条、第29条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第143条、第160条、第163条、第166条、第167条、第175条 <オンライン資格確認に係る業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び関係省令の発出等に伴う軽微な修正
令和6年7月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2021/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2021/3/31	2024/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月22日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 中間サーバー 6. 国保情報集約システム 7. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	1 国保資格システム 2. 国保給付システム 3. 宛名システム 4. 収納・滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保情報集約システム 8. 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー等		
令和7年7月22日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月22日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月22日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設項目)	十分である	事後	
令和7年7月22日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 当該対策は十分か	(新設項目)	システム入力及び通知書等の発送では、特定個人情報の取扱いに手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	
令和7年7月22日	Ⅳリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設項目)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年7月22日	Ⅳリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策【再掲】当該対策は十分か	(新設項目)	十分である	事後	
令和7年7月22日	Ⅳリスク対策 8. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠	(新設項目)	「安来市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年8月3日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付(サービス検索・電子申請機能での受領も含む)・管理等 ②給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	＜オンライン資格確認等システムにおける資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認に係る業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。		
令和8年8月3日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国保資格システム 2 国保給付システム 3 宛名システム 4 収納・滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 国保情報集約システム 8 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 9 医療保険者等向け中間サーバー等	1 国保資格システム 2 国保給付システム 3 宛名システム 4 収納・滞納管理システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバー 7 国保情報集約システム 8 島根県国民健康保険団体連合会総合システム 9 医療保険者等向け中間サーバー等 10 サービス検索・電子申請機能	事後	
令和8年8月3日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	
令和8年8月3日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	